

## 救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会について

平成19年8月23日

医政局指導課

## 1 趣旨

いわゆるドクターヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）については、これまでも国が補助制度（「ドクターヘリ導入促進事業」）により整備を図ってきたところ、本年6月27日にドクターヘリの全国的な整備を図ることを目的とした「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が公布されたところである。

同法では、ドクターヘリ事業に対する助成金の交付事業を担う法人の登録制度を設置するとしている（法施行日より1年以内）ことから、本検討会において、同制度設置に必要な具体的検討を行う。また、ドクターヘリの全国的な確保に関し、必要な整理を行う。

## 2 検討内容

- ・ 助成金交付事業を担う法人制度
- ・ その他

## 3 検討会の位置付け等

- ・ 指導課長による検討会
- ・ 更に専門的な調査や検討を要する場合には、必要に応じ作業部会を開くこととする。
- ・ 原則公開とする。

## 4 事務局

医政局指導課にて行うものとする。

## 5 開催スケジュール

8月より数回程度開催し、年内目途にとりまとめを行う。

## 6 備考

本検討会では健康保険等の適用については取り扱わない。

## 検討会における検討内容について

- 平成13年度より厚生労働省においてドクターヘリ導入促進事業を実施してきたところ、平成19年8月現在、同事業によって整備されたドクターヘリは、累計で10道県11か所（注；静岡県については2か所）となっている。

このような状況において、本年6月、ドクターヘリについて、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標として、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下「法」と言う。）が成立した。

- 本検討会では、法等により、一定の期限内に対応が求められているものについて、早急に検討を行うこととする。

具体的には、ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金交付事業を行う法人登録制度を、法施行（平成19年6月27日）から1年以内に設置することから、その具体的基準について検討する。

また、都道府県においては、平成20年4月までに、新たな医療計画を策定することとされており、この中に、ドクターヘリも含めた救急医療提供体制を記載することとしている。この場合のドクターヘリの位置付けについても、一定の整理を行っておく必要がある。

（了）

## 今後の検討事項について

本年6月、地域の実情を踏まえつつドクターヘリを全国的に整備することを目標として、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下「法」と言う。）が成立した。

これにより、法施行（平成19年6月27日）から1年以内に、ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金交付事業を行う法人登録制度を設置しなければならない。法では、助成金交付事業及び同事業を行う法人に関し、厚生労働省令で各種基準を定めることとしていることから、これらの具体的内容を検討しておく必要がある。

また、都道府県においては、平成20年4月までに、搬送手段も含め救急医療の提供体制に関し、医療計画を策定することとされていることから、医療計画上のドクターヘリの取扱いについて、一定の整理を行っておく必要がある。

なお、法の成立を受け、ドクターヘリ導入の気運が全国的に高まる可能性があるが、一方で安全面が疎かにされないよう関係者間で確認しておくことが重要である。

### I. 助成金交付事業を担う法人制度について

#### 1. 助成金交付事業の内容

（課題）

現行のドクターヘリ導入促進事業では都道府県が事業費の半額を補助しているが、法の策定準備に係る与党国会議員による検討（以下「与党ドクヘリWT」という。）においては、ドクターヘリの全国的な整備を図るため、都道府県の負担分について、いかに財源を確保するかが議論の中心となった。

このような中で、法では、現行の補助事業の枠組とは別に、基金を用いた助成金交付事業制度を設置し、ドクターヘリの運行を費用面で支援する仕組みが構築されたことから、同事業の内容について整理する必要がある。

（議論）

- ・ 助成金交付事業の内容としてどのようなものが考えられるか。

## 2. 助成金交付事業を行う法人に関する基準

(課題)

法では、助成金交付事業を行う法人を、営利を目的としない法人と定めている。また、与党ドクヘリWTの議論では、当該法人の数について、全国に1～2か所程度としている。当該法人制度は登録制度であることから、基準のあり方について詳細な検討が必要である。

(議論)

- ・ 当該法人の基準としてどのようなものが考えられるか。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- ・ 基金の管理運用に関して留意すべき点は何か。

(参考)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であって厚生労働省令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

二 第十二条の規定による登録の取消の日前三十日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であった者でその取消の日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 助成金交付事業に関する基金であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計をもってこれに充てるものであること。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

## Ⅱ. その他について

### 1. 医療計画策定との関係

(課題)

「医療提供体制の確保に関する基本方針」(平成19年3月厚生労働省告示)に基づき、都道府県が策定する医療計画には、必要に応じ、ドクターヘリ等各種搬送手段を用いた救急医療の確保について定めることとされている。

ドクターヘリは、救急医療に必要な機器等を備え、医師が直ちに搭乗することのできるものと定義されているが、地域によっては、ドクターヘリを運航している場合や、救急医療用に消防防災ヘリを確保している等、ドクターヘリに準ずる体制を確保している場合もあることから、医療計画上、これらを整理しておく必要がある。

(議論)

- ・ ドクターヘリ等について、医療計画上、どう整理するか。

(参考)

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。

(了)